

芦屋っ子のチャレンジを応援します!

いきいき芦屋っ子育成補助事業をご利用ください

芦屋町では町の未来を担う子どもたちが、国・県などが主催する事業へ参加することを応援するため、参加費の一部を助成します。



～事業内容～



【目的】

未来に羽ばたく芦屋町の子どもたちが、さまざまな事業や交流をとおして、いきいきとした心豊かな人間性を育むことを目的としています。

【対象者】

町内に住所を有する小中学生



【対象事業】

国や県または公共的団体などが主催するもので、団体生活を体験しながら、その意義と重要性を学び、文化や伝統、交流活動などを研修することにより、地域のリーダーとなる人材を養成することを目的とした事業

※ 芦屋町及び芦屋町教育委員会主催事業は除きます。

【助成金の額】

主催者が定める負担額（参加費）の40%以内

※ 一度助成を受けると、3年間は助成を受けることができません

～申請～



1. 提出書類

- 補助金等交付申請書（様式第1号）……教育委員会にあります
- 補助対象経費明細書（様式第2号）……教育委員会にあります
- 事業申請に関する調査書（別紙1）……教育委員会にあります
- 事業計画書の写し（行程表など参加する事業の内容がわかるもの）
- 研修会の「参加決定通知」（参加が決まったことがわかるもの）
- 参加費の支払明細書や領収書（支払った金額がわかるもの）
- 研修に参加する目的や動機を800字程度の文章にまとめた作文やレポート
- 補助金を振込む通帳の写し（名義人名がカタカナ表記されているページ）

2. 提出期限 研修開始の14日前まで

※詳しくは町ホームページを確認してください。



補助事業

～終了報告～

1. 提出書類

- 補助事業等実績報告書（様式第4号）……教育委員会にあります
- 補助対象経費明細書（様式第5号）……教育委員会にあります
- 研修の成果を2000字程度の文章にまとめた感想文やレポート
- 事業報告書（後日、主催者から送付される報告書）

2. 提出期限 研修終了後30日以内



～助成金の決定～

- ①申請された内容を審査のうえ、「交付決定通知書」にて交付が決まったことを通知します。
- ②研修終了後、提出された実績報告書等必要書類を審査のうえ、「補助金確定通知書」にて補助金の額が決まったことと、補助金の振込み日を通知します。
- ③補助金を申請時に提出された銀行口座へ振り込みます。（②の「補助金確定通知書」発行後1ヶ月後を目安としてください）

提出・問い合わせ先

芦屋町教育委員会 生涯学習課 TEL 223-3546